

送付番号：

神奈川県環境農政局環境部
資源循環推進課

PCBを含む安定器に係る手続き等について

この通知は、令和元年度から神奈川県が行っている「ポリ塩化ビフェニル（PCB）を含む安定器の保有に関する調査」において、「PCB使用安定器を設置または保管している」と回答された方、もしくは回答内容から設置または保管している可能性がある方にお送りしています。

- 本通知の到達後、神奈川県PCB調査事務局（※1）から、PCB使用安定器の保管の有無等について、あらかじめ確認のお電話をさせていただきますので御承知おきくださいますようお願いいたします。
※1 本調査は、神奈川県が株式会社東京商工リサーチに委託して実施しています。
- 上記調査回答後に、設置または保管していない旨の御連絡をいただいている場合は、御容赦ください。

■調査対象物件

物件番号	住居表示	不動産登記地番（家屋番号）	建物区分

PCB使用安定器は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき、令和5（2023）年3月31日の処分期限までに処分しなければなりません。

処分期限までに処分しない場合は、法に基づく改善命令や行政代執行の対象になるほか、改善命令に従わない場合には、3年以下の懲役若しくは一千万円以下の罰金又はこれを併科されることがあります。

使用中であっても、処分期限までに処分する必要があります。

まず、対象の安定器が「PCB使用安定器」であるかどうか、別添チラシ「PCB使用照明器具に関する情報」を参考に、今一度確認をお願いします。古い安定器であっても、必ずしもPCB使用安定器とは限りません。メーカー、電気工事業者等に必ず確認してください。

※ 点検の際には、感電に注意してください。また、高所での作業を行う場合は転落にも注意してください。

※ 安定器のメーカー名が不明等の場合は、以下の問合せ先までお問い合わせください。

PCB 使用安定器を設置又は保管されている方は裏の手続き等へ

問合せ先

神奈川県 PCB 調査事務局（株式会社東京商工リサーチ 横浜支店）
電話お問合せ：フリーダイヤル 0120-995-027（平日の9:00～17:00、年末年始を除く）
※本調査は、神奈川県が株式会社東京商工リサーチに委託して実施しています。



PCB使用安定器を設置又は保管されている方は、 以下の手続き等をお願いします。

※ 「PCB使用安定器」でない場合は、以下の手続きは必要ありません。通常の廃棄物として適正に処理してください。（この場合、照明器具を使用中であれば、継続して使用可能です。ただし、電気製品としての耐用年数は過ぎています。交換等については、電気工事業者等にご相談ください。）

1 取外し、保管される際の注意事項

- 使用中の照明器具の取外しは、電気工事士の資格が必要です。電気工事業者等にご相談ください。
- 保管容器に「PCB使用安定器」と明記するなど、他の廃棄物と混同しないように保管してください。
- 油状のものが漏れている場合は、厚手のビニール袋に入れてから、密閉できる缶・箱に保管してください。その際、素手で扱わずに使い捨ての手袋等をご使用ください。照明器具の安定器以外の部品や手袋等に油が付着した場合は、その部品・手袋等もビニール袋に入れ、安定器と同様に保管してください。

2 神奈川県への届出（使用中、保管中にかかわらず必要です。既に届出を行っている方は不要です。）

同封の「別紙1 PCB廃棄物の保管等の届出について」、「別紙2 届出書記入例」を参考に、「別紙3 ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書」に必要事項を記入し御提出ください。

3 処分施設（JESCO）への登録・処分委託（使用中、保管中にかかわらず必要です。）

- PCB使用安定器については、国が設置した処分先である「中間貯蔵・環境安全事業（株）（略称：JESCO（ジェスコ））」で処分する必要があります。
- 処分にあたっては、事前登録が必要ですので、JESCO登録担当03-5765-1935までご連絡ください。
- ※ JESCOは、国が100%出資している高濃度PCB廃棄物を唯一処分できる会社です。
- ※ 事業活動を廃止後、照明器具を一般家庭用として使用していた場合は「一般廃棄物」となり、処分手続き等が上記と異なりますので、問合せ先までご連絡くださるようお願いします。

4 中小企業者等軽減制度ほか（支援制度）

- 中小企業者等がJESCOに高濃度PCB廃棄物の処理委託を行う場合は、処理費用（処分費用・収集運搬費用の一部）が軽減される制度があります。（一定の条件を満たす中小企業者等にあっては70%、個人にあっては95%の軽減を受けることができます。）
- 詳しくは、JESCO（中小軽減担当：0120-808-534又は03-5765-1920）までお問い合わせください。
- 昭和52年3月以前に建築・改修された建物について、PCB使用照明器具の調査費用、LED照明器具への交換費用の一部に補助制度が適用されます。詳細については、公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団のホームページ（https://www.sanpainet.or.jp/pcb_led/）をご覧ください。

5 問合せ先

神奈川県PCB調査事務局（株式会社東京商工リサーチ 横浜支店）

電話お問合せ：フリーダイヤル 0120-995-027（平日の9:00～17:00、年末年始を除く）

※本調査は、神奈川県が株式会社東京商工リサーチに委託して実施しています。

神奈川県環境農政局環境部 資源循環推進課 適正処理グループ

電話 045-210-4151

FAX 045-210-8847

E-mail pcb.tyosa@pref.kanagawa.lg.jp



詳細はこちら（県HP）

神奈川県 PCB 廃棄物

検索